平成３０年（フ）第９２号
奈良県橿原市出合町160番地の１　カルムデアイ205号、前住所三重県名張市下比奈知3913番地ヴィレッジ・エモンⅡ103号
債務者　稲地幸太郎
１　決定年月日時　平成30年６月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成３０年（フ）第５８号
鳥取県鳥取市面影１丁目２番23号　コーポ八幡20面影208号
債務者　福嶋　里穂
１　決定年月日時　平成30年６月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１４１号
鳥取県米子市皆生新田２丁目６番40号　Ａ－101号、前住所鳥取県境港市中野町801番地
債務者　佐々木　治
１　決定年月日時　平成30年６月12日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成３０年（フ）第７６号
広島県福山市手城町３丁目７番13号　シティハイツみどり205号
債務者　三田　利香
１　決定年月日時　平成30年６月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成３０年（フ）第７９号
広島県福山市港町２丁目７番６－511号　県住
債務者　是久　幹子
１　決定年月日時　平成30年６月12日午後０時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成３０年（フ）第８１号
広島県福山市向陽町２丁目２番10号
債務者　田口まゆみ
１　決定年月日時　平成30年６月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成３０年（フ）第８３号
広島県福山市柳津町１丁目７番23－７号
債務者　中川　　一
１　決定年月日時　平成30年６月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成３０年（フ）第８４号
広島県福山市手城町３丁目14番11－１号
債務者　阿草　英正
１　決定年月日時　平成30年６月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成３０年（フ）第８５号
広島県福山市手城町３丁目14番11－１号
債務者　阿草　典子
１　決定年月日時　平成30年６月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成３０年（フ）第６７号
山口県下関市彦島西山町２丁目９番13号　フレグランス西山　102号
債務者　清水　文夫
１　決定年月日時　平成30年６月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成３０年（フ）第１３８号
愛媛県松山市古三津１丁目11番23号
債務者　大原　　隆
１　決定年月日時　平成30年６月12日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
松山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１０８号
大分市大字常行407番地
債務者　仲摩　和美
１　決定年月日時　平成30年６月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第１６１号
大分県別府市大字鶴見4141番地の15
債務者　大宮　直樹
１　決定年月日時　平成30年６月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第８３号
宮崎県延岡市緑ケ丘４丁目２番23－202号　グリーンハイツⅠ
債務者　雨宮　亨次
１　決定年月日時　平成30年６月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成３０年（フ）第８９号
宮崎県延岡市愛宕町３丁目1931番地、前住所宮崎県延岡市新小路１丁目８番地12　フレグランス新小路　201
債務者　古澤貴美世
１　決定年月日時　平成30年６月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成３０年（フ）第９１号
宮崎県延岡市日の出町１丁目10番地13　中村アパート　401
債務者　上野　秀明
１　決定年月日時　平成30年６月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成３０年（フ）第９４号
宮崎県日向市永江町１丁目161番地１　芙蓉ハイツ201号
債務者　吉田　清美
１　決定年月日時　平成30年６月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
宮崎地方裁判所延岡支部